

○厚生労働省令第五十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十六条第二項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

事業附属寄宿舍規程及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（事業附属寄宿舍規程の一部改正）

第一条 事業附属寄宿舍規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>② 建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。</p> <p>一 <u>特定主要構造部</u> (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第九号の二イに規定する<u>特定主要構造部</u>をいう。以下この号及び次条において同じ。) が、<u>建築基準法施行令</u> (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第一百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、<u>特定主要構造部</u>に係る同法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十条 建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建物の<u>特定主要構造部</u>が耐火構造 (建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。) であり又は同条第五号に規定する<u>主要構造部</u>が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>② 建物が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の規定にかかわらず、寝室を建物の三階以上に設けることができる。</p> <p>一 <u>主要構造部</u> (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第五号に規定する<u>主要構造部</u>をいう。以下この号において同じ。) が、<u>建築基準法施行令</u> (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第一百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、<u>同法第二十七条第一項</u>に規定する<u>主要構造部</u>に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>第十条 建物の一むねの建築延べ面積が千平方メートルを超える場合においては、防火上有効な構造の防火壁によつて区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建物の<u>主要構造部</u>が耐火構造 (建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。) であり又は不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。</p>

(医療法施行規則の一部改正)

第二条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、<u>特定主要構造部</u>（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二条第九号の二</u>に規定する<u>特定主要構造部</u>をいう。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）を耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。</p> <p>二の二〜七 (略)</p> <p>八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（<u>特定主要構造部が耐火構造であるか、又は主要構造部</u>（建築基準法<u>第二条第五号に規定する主要構造部</u>をいう。以下同じ。）が不燃材料（<u>同条第九号に規定する不燃材料</u>をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。</p> <p>九〜十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室にあつては、地階に、<u>主要構造部</u>（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二条第五号に規定する主要構造部</u>をいう。以下同じ。）を耐火構造（<u>建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造</u>をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。</p> <p>二の二〜七 (略)</p> <p>八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（<u>主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料</u>（建築基準法<u>第二条第九号に規定する不燃材料</u>をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。</p> <p>九〜十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基</p>	<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基</p>

準は、次のとおりとする。

- 一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、特定主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二〇七 (略)

2 (略)

準は、次のとおりとする。

- 一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二〇七 (略)

2 (略)

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。